

高齢者の皆さんが元気で安心して暮らし、生き生きと活動できる社会づくりを目指して

町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました

照会先 (第6期 平成27～29年度)
健康福祉課 ☎851-7790

日本は少子高齢化により「超高齢社会」を迎え、団塊の世代が75歳以上になる平成37年には、より多くの人が要介護状態になると予想されています。

町の現状も同様で、総人口は減少を続ける一方、高齢者の割合は、国や県内の平均を上回って推移しています。また、高齢者数の増加に伴い、介護保険サービスが必要とする人の人数も少ずつ増えてきています。

介護保険は制度が円滑に実施されるよう、3年ごとに各市町村が計画を見直すことになっており、次の3つの基本目標の下、第6期の計画を策定しました。

- ◎地域包括ケアシステムの構築と推進
- ◎健康で元気に生きがいをもって暮らせる地域づくり
- ◎介護保険サービスの充実

住みよい社会を目指す取り組み

●**地域包括ケアシステムの構築**
住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」構築を5

期計画から継続し、発展させるため、次の4つを重点事項として取り組みます。

- ◎在宅医療と介護の連携の推進
- ◎認知症施策の推進
- ◎地域ケア会議の推進
- ◎生活支援体制の整備

新しい介護予防と生活支援

29年度を目標に、現在介護予

町の人口・要支援・要介護認定者数の推移 (単位：人)

区分	実績			推計		
	24年	25年	26年	27年	28年	29年
総人口	12,822	12,703	12,523	12,386	12,240	12,074
65歳以上 (高齢化率)	3,870 30.2%	4,007 31.5%	4,135 33.0%	4,243 34.3%	4,296 35.1%	4,301 35.6%
65～74歳	2,062	2,147	2,239	2,295	2,281	2,236
75歳以上	1,808	1,860	1,896	1,948	2,015	2,065
要支援・要介護 認定者数	563	610	609	618	643	677

防給付で実施している、要支援1・2の方の訪問介護と通所介護サービスを、地域支援事業の新しい総合事業として実施します。また、介護予防事業の二次という枠組みをはずし、一般介護予防事業や生活支援事業として新たに実施します。

この他、住民ボランティアによるごみ出しサービスや、見守りなどを生活支援サービスとして事業化することを検討するなど、地域の実情に合わせてさまざまな事業体系を構築します。

介護サービスを提供するために

介護保険料の改定

介護サービスが必要とする人の増加に伴い、介護保険に係る費用が上昇しています。

25年度の給付費は9億5424万円であり、24年度の8億6387万円に比べて10・5%の増でした。29年度には、11億5千8百万円を超えると推計しています。

こうした状況から、第1号被保険者(65歳以上)の介護保険

平成27～29年度の所得段階別介護保険料

所得段階	対象	所得状況など	負担割合	月額(年額)
第1段階	生活保護受給者・高齢福祉年金受給者(世帯全員が住民税非課税)	本人の課税年金収入と他の所得との合計が80万円以下	基準額×0.50	2,550円(30,600円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入と他の所得との合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.70	3,570円(42,840円)
第3段階		本人の課税年金収入と他の所得との合計が120万円を超え	基準額×0.75	3,825円(45,900円)
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)	本人の課税年金収入と他の所得との合計が80万円以下	基準額×0.90	4,590円(55,080円)
第5段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)	本人の課税年金収入と他の所得との合計が80万円を超え	基準額	5,100円(61,200円)
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	6,120円(73,440円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.30	6,630円(79,560円)
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.50	7,650円(91,800円)
第9段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額×1.70	8,670円(104,040円)
第10段階		合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.90	9,690円(116,280円)
第11段階		合計所得金額が600万円以上	基準額×2.10	10,710円(128,520円)

※負担割合は基準保険料(第5段階)に対する比率

料を改定します。基準月額額は5,100円です。改定前は4,150円であり、950円の増額となります。

介護保険料の決定と通知

介護保険料の負担割合は、被保険者の所得段階に応じて調整します。国の標準は9段階ですが、町では少しでも被保険者の負担を減らそう11段階としています。

各自の介護保険料は前年所得に応じて決定し、被保険者に対し6月中旬頃にお知らせします。

特別な事情もなく納期限後も介護保険料を納めないでいると、介護サービスが必要になったとき、未納期間に応じて保険給付が制限されてしまいます。

いざというときに必要なサービスを利用するためにも、納期限までに納めましょう。

永年勤続功労章



平成26年度 箱根町教育委員会表彰

教育の振興を図るため、町の教育に貢献のあった方、他の模範と認められた方が次のとおり表彰されました。(敬称略)

- ◎社会教育団体の育成および町民の教養の向上に寄与した功績
- ◎永峯房子(仙石原) 書道の指導
- ◎岩田マサ子(小涌谷) 茶道の指導
- ◎学校生活の中での努力が顕著であり、他の模範となった生徒
- ◎浅香菜々(箱根中3年)
- ◎読書感想文コンクールで優秀な成績を取った児童
- ◎本間千博(湯本小1年)

県体協創立75周年記念功労者等表彰

3月1日、藤沢市民会館で行われた(公財)神奈川県体育協会創立75周年記念式典で、町体育協会の金子義明さん(宮ノ下)と菅井清登さん(元箱根)が表彰されました。これは、現在顧問である両者の、永年にわたる体育およびスポーツ振興への功績が認められたものです。

ギニア共和国へ救急車を寄贈

今年度の車両更新により退任予定であった救急自動車を、ギニア共和国へ寄贈しました。



救急自動車のギニアでの活躍が期待されます

これは、西アフリカで猛威を振るっているエボラ出血熱対策として、ギニア共和国から外務省を通じ支援要請を受けた(一社)日本外交協会より、車両の譲渡依頼があったため、同協会に譲渡したものです。

この出発式が2月16日、成田国際空港で行われ、ギニア共和国へ空輸されました。

町内で活躍した車両が、ギニアの地で救急活動に活用され、第二の人生を送ることになります。

照会先 消防本部消防総務課 ☎82-4512

不妊・不育症治療費の助成が始まります

4月から、不妊または不育症(回復・習慣流産)に悩む夫婦への治療費を助成します。

これは「箱根町子ども・子育て支援事業計画」に基づく新規事業です。

不妊治療については「タイミング法」や「人工授精」など、一般不妊治療と位置付けられている治療の保険診療外の費用が対象になります。

これらの助成には、申請の期間や助成額の上限があります。

※県では、特定不妊治療に対する助成の他、不妊・不育専門相

風しんワクチン・高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けましょう

「風しんワクチン」

風しんは、春先から初夏にかけて感染者が増加します。生まれてくる赤ちゃんを先天性風しん症候群から守るためにも、流行前に予防しましょう。

対象 誕生日が平成7年4月1日以前で、町に住民登録があり、これまでに風しんにかかったことのない方(既に助成を受けた方、風しん予防接種を2回済ませた方を除く)

※妊娠を予定または希望している女性や、その配偶者に対し、接種費用の一部を助成します。

「高齢者肺炎球菌ワクチン」
年齢により接種できる年度が平成30年度まで限定されています。今年度対象となる方には、4月上旬に「緑色」の接種券を送付します。

対象 町に住民登録があり、平成28年3月31日時点で次のいずれかに該当する方(過去に接種した方を除く)

- 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳
- 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がある方(身体障害者手帳1級相当)

接種回数 1回

自己負担額 3,000円

※生活保護世帯および町民税非課税世帯の方は、申請によりワクチン接種に係る費用が全額免除されます。

照会先 さくら館 ☎85-0800

